

各位

株式会社 宮崎銀行

みやぎん<でんさい>サービスの機能改善に伴う規程改定のお知らせ

みやぎん<でんさい>サービスの機能改善に伴い 2023 年 1 月 10 日（火）に下記のとおり規程改定を行います。

なお、改定後の規程は、本改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

1．機能改善内容

（１）記録請求の制限期間の短縮

債務者請求方式における発生記録、譲渡記録請求の制限期間を、「支払期日の 7 銀行営業日前まで」から「支払期日の 3 銀行営業日前まで」に短縮いたします。これにより、支払期日の 3 銀行営業日前まで発生記録請求と譲渡記録請求が可能となります。

（２）債権金額下限の引き下げ

でんさいの債権金額の下限を、1 万円以上から 1 円以上に引き下げます。
これにより、1 円から記録請求が可能となります。

2．改定対象の規程

（１）株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程

（２）株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則

（３）みやぎん<でんさい>サービスをご利用の際の留意事項

以上

<お問い合わせ先>

株式会社宮崎銀行 事務統括部
みやぎん<でんさい>サービス担当

TEL：0985-32-4487

（平日 9：00～17：00）